

第8期第12回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水) 午後2時00分から午後2時29分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1・2会議室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	△	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	△
8番	藤井 智子	△	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請に関する件

第8 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

第9 議案第4号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件

第10 議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第11 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁―事務局長 藤田 浩樹、主任 佐々木 理人

穂別支局―支局長 宮村 敦嗣、主査 長谷山 美香

7. 会議の概要

事務局	総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。 欠席は8番・藤井委員、14番・鈴木委員、25番・藤江委員の3名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第12回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、26番・平島委員、1番・稲田委員の両名を指名したいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案6件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は2ページからです。 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載しております。 1件・3筆・面積は38,644㎡で借主の意向により解約に至ったものです。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 6月につきましては、議案書に記載のとおり、13日に川東地区委員会、

事 務 局	12日に穂別地区委員会を開催しております。 川東地区委員会では、あっせんの申出10件について審議した結果、いずれも申出内容・譲受候補者等適当と判定し、内7件については、買入協議が必要と判断したところです。 穂別地区委員会では、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定1件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出5件について審議した結果、いずれも申出内容・譲受候補者等適当と判定し、内1件については、買入協議が必要と判断したところです。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。 （発言なし）
議 長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第5 報告第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は8ページになります。 先月の農業委員会総会で承認いただきました農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、北海道農業公社より、令和7年5月30日付けでむかわ町へ計画の決定及び認可申請があり、同日付けでむかわ町の公告がされましたことを報告いたします。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はございませんか。 （発言なし）
議 長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書10ページをお開き願います。 【議案書を朗読】 1番については、被設定人の要望により新たに賃貸借する案件です。以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

事務局		議案書 11 ページと 12 ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長		ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
19 番		1 番について現地を確認してきましたので、報告します。 設定人が被設定人に農地を賃貸する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議長		ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。
		(発言なし)
議長		質疑なしと認め、議案第 1 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議長		ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第 7 議案第 2 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局		議案第 2 号、農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件について、ご説明を申し上げます。 農地売買等事業に関する農用地利用集積等促進計画（案）の要請については農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求めるとなっています。 議案書は 13 ページです。 【議案書を朗読し、農用地利用集積等促進計画（案）の内容を説明】 1 番から 4 番は、農業公社から賃貸借を終え、売渡をおこなうものです。 所有権の移転時期は、今年度から促進計画に変更となったため、告示日から なお、この計画要請の内容は、機構法第 18 条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面につきましては、15 ページから 18 ページに添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長		事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑

議 長 はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第8 議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書は20ページです。

【議案書を朗読し、農用地利用集積等促進計画(案)の内容を説明】

なお、この計画要請の内容は、機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては、22ページに添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第9 議案第4号「農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。なお、本案件は、
が譲受適格者となっており、議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

事務局	議案第４号、農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書２４ページをお開き願います。 【議案書を朗読し、内容を説明】 以上、７件の実施について、議案書２６ページから３１ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。以上で議案第４号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしと認め、議案第４号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第１０ 議案第５号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第５号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書３３ページをお開き願います。 【議案書を朗読し、内容を説明】 本件につきましては、報告第２号の地区委員会の報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買等事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。 なお、３５ページから４８ページに町長宛の要請書、図面を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第５号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしと認め、議案第５号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第11 議案第6号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。なお、本案件は、[]が願出人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第6号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書50ページをお開き願います。

【議案書を朗読し、内容を説明】

現地確認結果として、議案書に記載のとおり、1番は山林化しており、3番から5番は宅地となっており農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

2番については、令和6年6月と9月の農業委員会総会で現況証明願いの提出がございましたが、耕作しようと思えば耕作出来ることから農地判定で可決されましたが、今回、令和7年6月13日に現地調査結果につきましても、昨年の状況と変わらず、議案書に記載のとおり農地と確認をしております。

6番については、農地売買事業に先立ち公簿地目変更登記をするための申請ですが、田として耕作しており、農地として確認しております。

7番についてですが、[]が原野化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。[]につきましても、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、耕作または養畜の行為が反覆継続的に行われている場所であるため、畑と判断しております。

議案書52ページから57ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 番 1番について、現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、山林化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため農地採草放牧地以外と判断しております。以上です。

1 8 番 現地を確認してきましたので報告します。

2番の申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、現在は耕作されておりませんが、昨年同様、耕作しようと思えば耕作出来るような状態で、農地法上の農地に相当するため、農地と判断しております。以上です。

事 務 局	3 番 4 番については、地区説明担当委員が本日不在のため、事務局の説明のみとなります。
2 4 番	現地を確認してきましたので報告します。 5 番の申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、宅地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と判断しております。以上です。
2 2 番	6 番の申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、田として耕作しておりますので、農地と判断しております。以上です。
2 0 番	現地を確認してきましたので報告します。 7 番の申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、 は原野化しており、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と判断しております。 は、耕作または養畜の行為が何度も繰り返し行われている場所なので、農地と判断しております。以上です。
議 長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。